

(専門部会作成案)

**いたばし総合ボランティアセンター
運営ビジョン 2030
(素案)**

令和5年12月

板橋区ボランティア活動推進協議会

目 次

第1章 ビジョンの作成にあたって

- 1 策定の背景と目的…………… 1
- 2 ビジョンの期間…………… 4
- 3 ボランティア・市民活動を取り巻く社会の変化や動向…………… 4
- 4 これまでの成果と課題…………… 5

第2章 ビジョンの基本的な考え方

- 1 ビジョンの体系と位置付け…………… 6
- 2 将来像・基本理念・運営方針…………… 7

第3章 今後の方向性

- 1 プラットフォームの構築…………… 9
- 2 プラットフォーム構築のための方策……………10
- 3 プラットフォームに期待する効果……………14
- 4 ビジョンの進捗管理……………15

第4章 資料編

- 1 いたばし総合ボランティアセンター概要……………17
- 2 ボランティア活動協議会委員名簿・専門部会委員名簿……………18
- 3 策定経過……………19
- 4 ボランティア活動推進協議会関連 策定体制図……………20
- 5 いたばし総合ボランティアセンターのあゆみ……………21
- 6 ボランティアの活動分野とSDGsの視点の必要性……………22
- 7 パブリックコメント結果……………23
- 8 いたばし総合ボランティアセンターあり方検討会（概要版）……………24
- 9 いたばし総合ボランティアセンター関連条例・要綱・基本構想……………25

第1章 ビジョンの作成にあたって

板橋区は、ボランティア活動推進条例を定め、ボランティア・市民活動（以下、「活動」という。）の自主性及び主体性を損なわないよう配慮するとともに、知識の普及、意識啓発及び活動環境の整備を区の責務としたほか、いたばし総合ボランティアセンター（以下、「ボラセン」という。）を設置し、活動の推進と円滑化を図ってきました。

こうした背景を踏まえ、区内における実施主体が、活動の多様性を認め合いながら協働^{注1}し、地域課題の解決に向けて活動できる環境の整備を図るため、現行の基本構想を見直し、新たに「ビジョン」を策定するための基本的な事項（考え方）となる、背景と目的、計画期間、社会の動向、これまでの成果や課題などを整理します。

1 策定の背景と目的

現在、活動は関心の高まりとともに、身近なものとなっていますが、そのきっかけとなったのは、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災とされています。この年は「ボランティア元年」とされ、当事者となった多くの人々が「自分たちで何かしよう」という機運が高まり、活動の参加者は年代も職業も多様な層に広がりました。また、平成10（1998）年に制定された「特定非営利活動法（NPO法）」により、ボランティアグループが「法人」になることで、活動の幅や財源の広がりを見せました。さらに、平成23（2011）年の東日本大震災では、多くの人々が救援活動に参加し、活動人数が過去最多となるなど、一層の広がりを見せました。

一方、平成27（2015）年に国連で採択されたSDGsは、新たに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす目標であり、活動の多様性が重要視されるようになりました。

区では、平成9（1997）年に「板橋区ボランティア活動推進条例」を制定、その後、「板橋区ボランティア活動推進協議会」を開催し、平成16（2004）年に『（仮称）いたばし総合ボランティアセンター』設置に関する基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想に基づき「区民・NPO法人・社会福祉協議会^{注2}（以下、「社協」という。）・板橋区」の四者協働による運営で、中間支援組織^{注3}となる「ボラセン」が平成18（2006）年に開設されました。

NPO法制定時の活動主体はNPO法人中心でしたが、新たに連携すべき分野も増え、活動主体が多様化するなどのボラセンを取り巻く環境の変化に対応しつつ、より多くの区民が活動に参画したり、活動の成果を地域に還元したりするためには、今後のボラセンが担うべき役割を再構築する必要性が生じているため、「いたばし総合ボランティアセンター運営ビジョン2030（以下、「ビジョン」という。）」を策定しました。

注1 協働：相互の立場や特性を認め、共通課題解決や社会的目的実現に向け、サービスを提供するなどの協力関係をいう

注2 社会福祉協議会：社会福祉法に基づき都道府県・市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、民間の福祉活動を推進する中核的な役割を担う法人

注3 中間支援組織：多様な人々との協働に向けて、人・もの・資金・情報等の資源提供者と多様な活動を支援し、ネットワークや人材育成等のさまざまなサービスの需要と供給をコーディネートする組織

(1) 基本構想とビジョンの関係性

ボラセンのあり方に関する検討については、平成 30(2018)年 12 月に板橋区の「いたばし No.1 実現プラン 2021 経営革新計画」の計画外管理項目として位置付けられたことを受け、ボラセンと区の間で、検討方法や検討組織等の調整に着手しました。

令和 2(2020)年 3 月 3 日開催のボラセン役員会にて、「いたばし総合ボランティアセンターあり方検討会（以下、「あり方検討会」という。）」を設置して検討することが決定され、令和 2 年 9 月から 6 回の検討会が開催されました。

あり方検討会では、ボラセンの運営や登録団体としてボランティアに携わる立場の委員から、ボラセンの現状等を踏まえた意見が出される中、これからの将来像など、時流に沿ったボラセンのあり方等を議論しました。

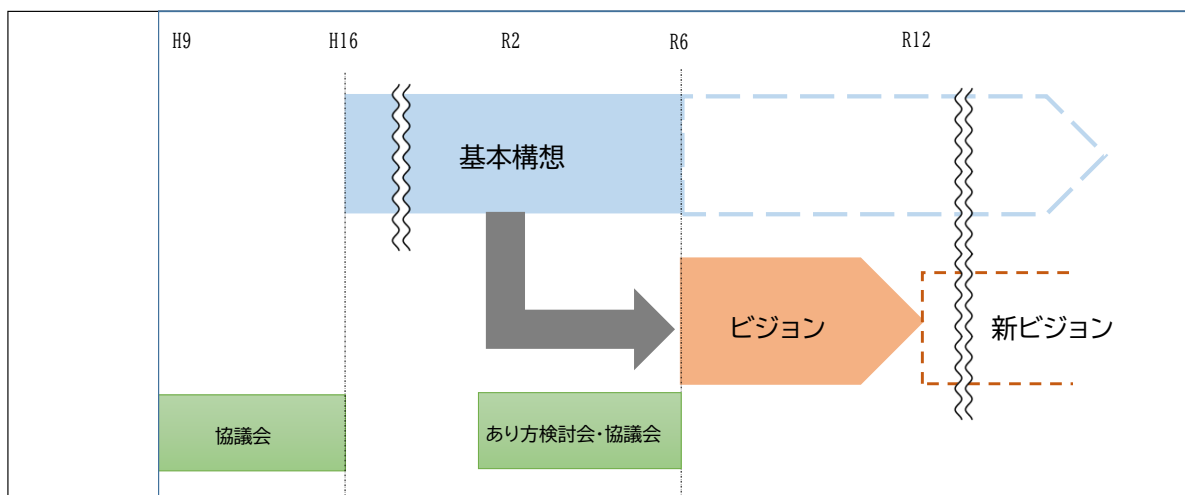
その結果、基本構想とボラセンの今までの軌跡を最大限に生かしながら、変容する多様なニーズに対応できるよう、「新たなビジョン」を策定する必要性を、「板橋区ボランティア活動推進協議会（以下、「協議会」という。）」へ提言しました。

この提言を受け、区内における活動を担う主体が、活動の多様性を認め合いながら協働し、地域課題の解決に向けた環境の整備を図るため、協議会において基本構想をベースにしたビジョンを策定することになりました。

(2) 基本構想からビジョンへの移行

今までの基本構想とボラセンの軌跡を最大限に生かし、変容する多様なニーズに対応できるよう、令和 6(2024)年度から新たなビジョンへ移行していきます。

<図 1：策定経過>



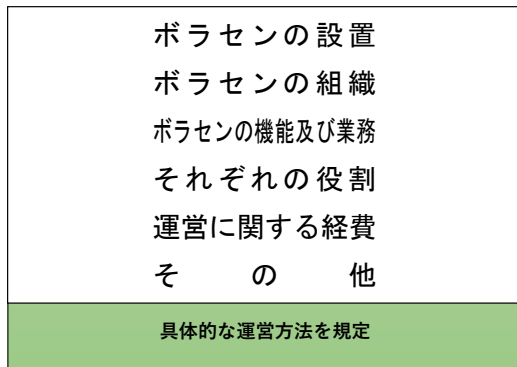
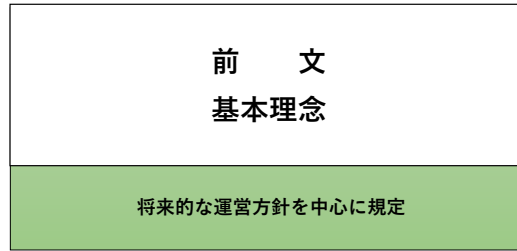
(3) ボラセンの礎を築いた基本構想から新たなビジョンへ

基本構想では、「板橋区におけるボランティア及びNPOの自主的・自発的活動の推進施策を総合的に実施する、住民主体の中間支援組織を目指すものである」ことを基本理念で明記しています。

また、当面は「区民、NPO法人、社会福祉協議会、板橋区の四者で設置を行うが、将来的にボランティア・NPOの自主的な運営とする」ことを目指すと明記しております。

基本構想では、ボラセンの運営に必要な組織体制や、機能・業務、役割等を記載していましたが、約20年経過したことにより、生活様式を含めた社会環境が大きく変わり、活動を取り巻く環境も同様に変化しています。そのため、内容についての整理が必要になります。

基本構想

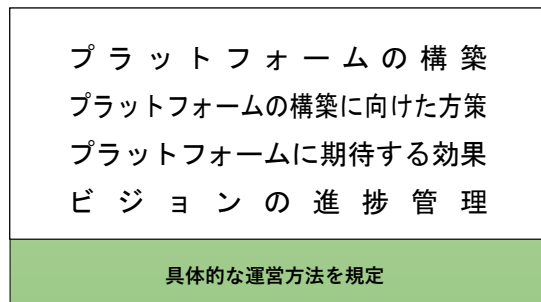
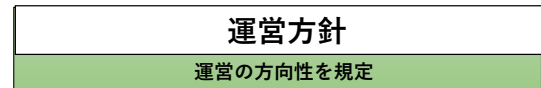
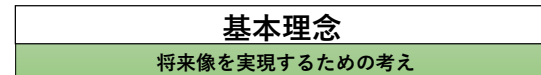
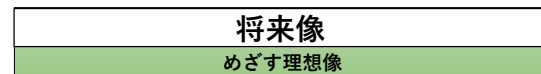


ビジョンでは、基本構想の考えや、ボラセンの軌跡を生かしながら、より多様な活動や、ボランティアに関わるすべての人や機関からなる活動主体を支援できる中間支援組織としてのあり方を記載していきます。

また、地域の人たちと未来を育む、持続可能な活動の支援のあり方を、「将来像」・「基本理念」・「運営方針」の3つの柱で定めていきます。

ビジョンでは、「将来像」・「基本理念」・「運営方針」で定めた、実現したい未来像を支えるための方策についても明記し、ボラセンの支援体制を整理していきます。

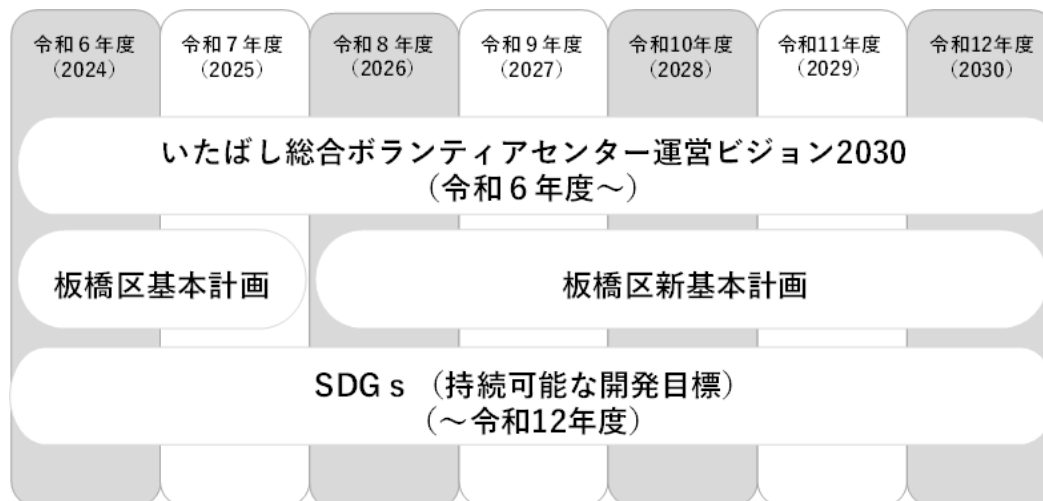
ビジョン



2 ビジョンの期間

令和 6(2024)年度を初年度とし、ビジョンの終期を国際目標であり活動の理念とも親和性が高いSDGs〔資料編：22 頁参照〕の最終年度の令和 12(2030)年度に合わせ、下表 1 のとおり 7 年間の計画としています。

<表 1：ビジョンの期間>



3 ボランティア・市民活動を取り巻く社会の変化や動向 (ボラセン設置以降の主な動向)

(1) 東日本大震災の発生

東日本大震災では、多くのボランティアが被災された方々への支援に駆けつけ、様々な分野で活発な活動が行われました。全国規模で被災地支援を行うネットワークが構築されたほか、それぞれの被災地においてもネットワークが形成され、各団体が連携しながら被災者に寄り添う、息の長い活動が行われました。

(2) 国連による持続可能な開発目標(SDGs)の採択

平成 27(2015)年に国連で採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす、17の国際目標を掲げています。

板橋区では、令和 4(2022)年 5 月に国が定めるSDGs 未来都市に選定され、SDGs の推進に向けた取組みを進めるため、協働事業の推進を図ることをめざしています。

(3) 新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化

世界的に猛威をふるった新型コロナウイルス感染症の拡大は、私たちの日常の生活様式にも大きな影響を与えました。対面の多い活動について、絶えず感染のリスクを念頭に置くことを余儀なくされました。

(4) システム化・オンライン化の進展

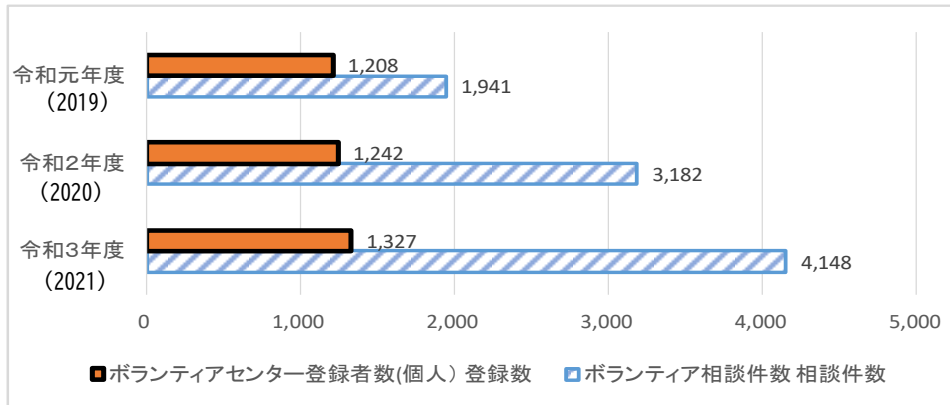
ITの力を活用した、在宅やオンラインで参加できる活動が増加し、SNSを通じて人々がつながりを持つなど、支援の方策を模索しながら活動を進めることも求められています。

4 これまでの成果と課題

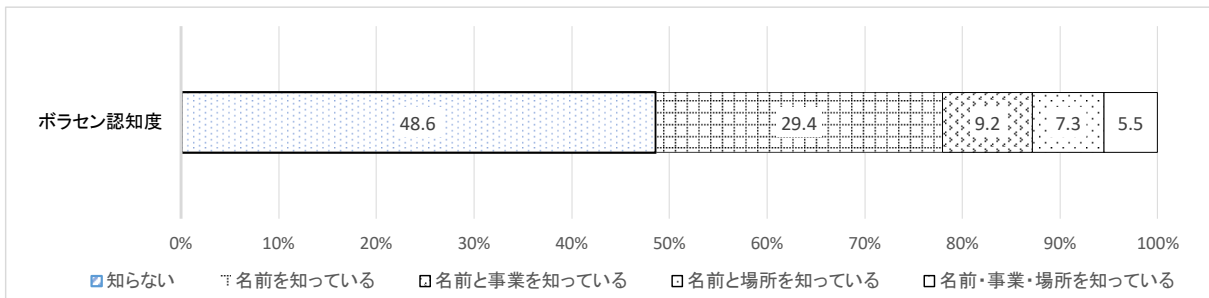
(1) 成果

ボラセンの相談件数及び登録者数は年々増加しており、ボラセンを知っている人は51.4%となっています。(表2、表3参照)

<表2:ボラセン相談件数及び登録者数>



<表3:ボラセンの認知度(令和3(2021)年度タウンモニターアンケートより)>



(2) 課題

ボラセンを円滑に運営し、区内の活動をさらに支援すること。また、「(1) 成果」で示したように、ボラセンの利用者が増加している一方で、認知度は約5割と決して高いとは言えない現状から、以下の課題の解決に努めていく必要があります。

- ① 地域の活動につなげる連携や関係構築が不足している
- ② 協働促進のためのルールや仕組みが不足している
- ③ ボラセンを直接的に担う人材及び運営を支える人材が不足している
- ④ ボラセン利用者の活動拠点が不足している
- ⑤ ボラセンの認知度がまだ不足している

なお、**災害時のボランティア活動の拠点**については、「いたばし災害ボランティアセンター(以下、「災害ボラセン」という。)」を設置し、運営をします。

近年多発する大規模災害の状況を踏まえ、災害ボラセンの運営については中長期的に対応する必要があり、本ビジョンとは別に区と協定^{注4}を締結している社協の両者で組織する会議体の中で検討していきます。

注4 協定:「災害時におけるボランティア支援活動等に関する協定書」を板橋区と板橋区社協で締結しており、災害時には、災害ボラセンを設置運営する

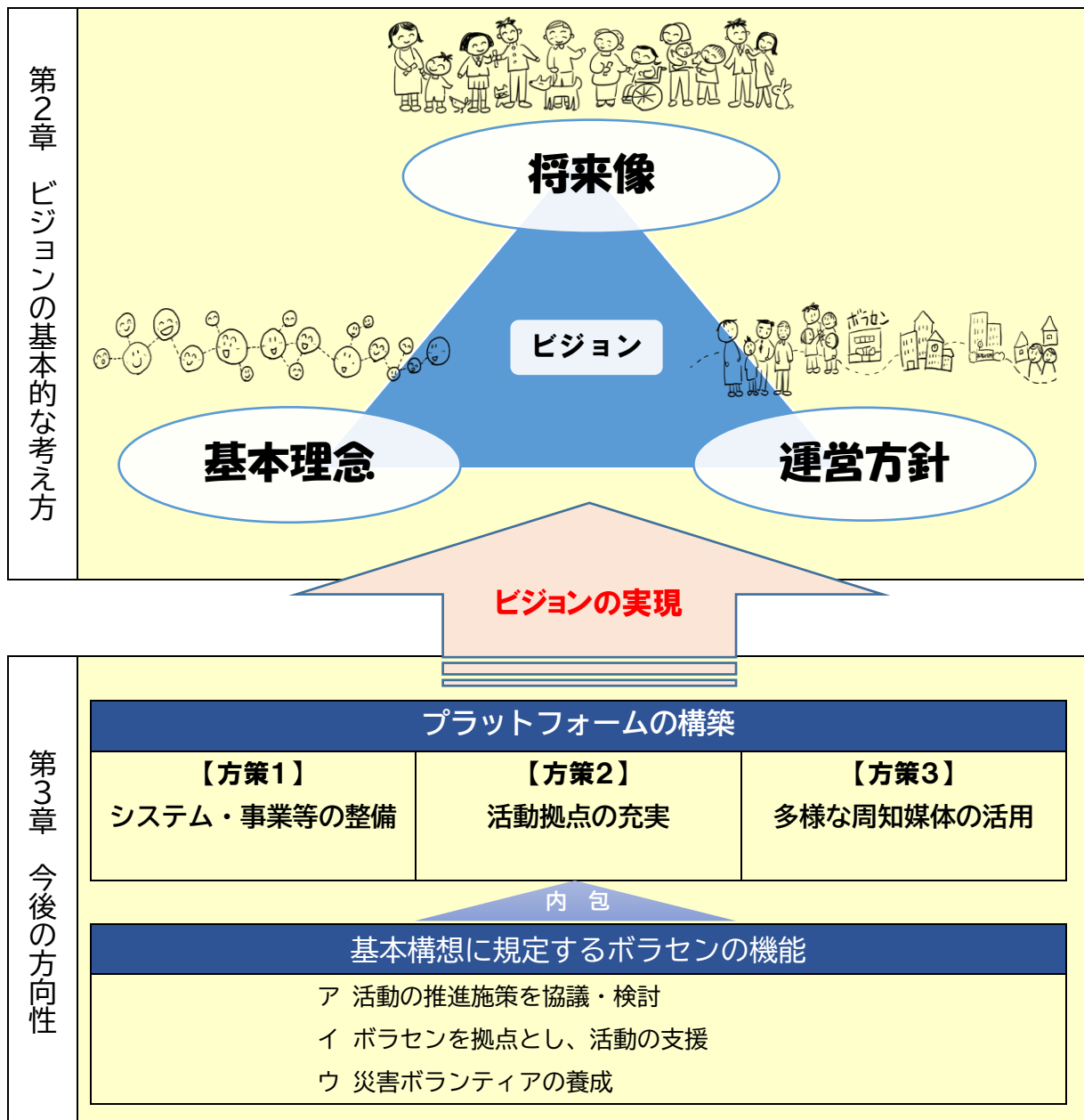
第2章 ビジョンの基本的な考え方

1 ビジョンの体系と位置付け

ビジョンとなる**将来像・基本理念・運営方針**を実現するために、第3章で記載している「プラットフォームの構築」に向けた3つの方策を展開していきます。

活動の核となるプラットフォームの構築を、ボラセンの抱える課題解決の糸口として、区内で活動する主体間の連携を今までよりも容易にし、地域での活動のすそ野を広げることで、ビジョンの実現に繋げていきます。

<図2：ビジョン体系図>



2 将来像・基本理念・運営方針

将来像

だれもが 地域とともに歩む 未来を創る
「いたばし総合ボランティアセンター」
～笑顔でバトンをつなぐ“ボラセン”～

◎誰一人取り残されず、活動の多様性を認め協働し、地域課題を解決できる環境の整備を図ります。また、多様な主体が支援し合える関係性を構築し、次世代へと繋ぐ活動をボラセンが支援します。

基本理念

ネットワークの強化と 共創によって 人と人をつなげ、
自主性に基づく ボランティア・市民活動を支援していく

◎ボラセンは、人と人・人と資源等のつながりを強化していきながら、地域の多様な人たちが未来を創るために何かを生み出す共創^{注5}を行える環境を整備し、自主性に基づいて多様な活動を行う人たちが、世代を問わず関係性を構築していけるように支援していきます。

運営方針

区民・地域団体・法人・板橋区で協働し、
いたばし総合ボランティアセンターの設置・運営を行う

◎運営方針に基づき、多様な主体と協働できるよう、ボラセン運営を以下のとおり行います。

- (ア) 公募等により委員を募り、ボラセンの運営上の方向性を定める会議体を設置する。
- (イ) 会議で決まった方向性を実現できる力を持った法人が、ボラセンの事務局を担う。
- (ウ) 会議体・事務局が中心となり、区内での活動が円滑に行われるよう、活動を取り巻く法改正等の情勢に合わせた支援体制を構築する。

注5 共創：多様な主体が協力し、新たな社会資源や活動等をつくり出すこと

『運営方針』に記載された、「区民・地域団体・法人・板橋区」の各主体は、板橋区での活動に関わる人々による協働を表わしています。

そして、ボラセンを円滑に安定的に機能させるには、協働する人たちと、区内の活動の活性化のために協力体制を整えていくことが大切になります。

SDGs等の視点〔資料編：22頁参照〕も取り入れながら、多様な活動主体が参画・協働し、安定的で機能的なボラセンの運営を行うためには、主体の役割を明確に定義づけていく必要があると考え、下表4で示しています。

ビジョンに則った運営内容については、協働する各主体による会議体（役員会・運営委員会）で決定し、事務局を担う法人はそれを実現するための事業の実施を、区はその環境整備^{注6}に努めていきます。

各々の役割を認識してもらうことで、ボラセンが多くの利用者と相互に作用し合いながら、ともに成長し、さらなる発展・共創がなされていくことを目指しています。

<表4：運営方針で示した各主体に期待する役割>

各主体	役 割
区 民	ボランティア・市民活動等を通じ、ボラセンの事業展開に参加する
地 域 団 体	団体活動を通じて、区内の活動が活性化するようボラセンの運営や、ボランティア・市民活動の活性化の検討等に参画する
法 人	ボラセンの事務局運営をはじめ、法人格を取得しているからこそその視点で、ボラセン運営及び区内の活動を活性化する取組に関わる
板 橋 区	活動場所の提供や規定の整備、会議等の開催など環境整備に努める

写真・イラスト

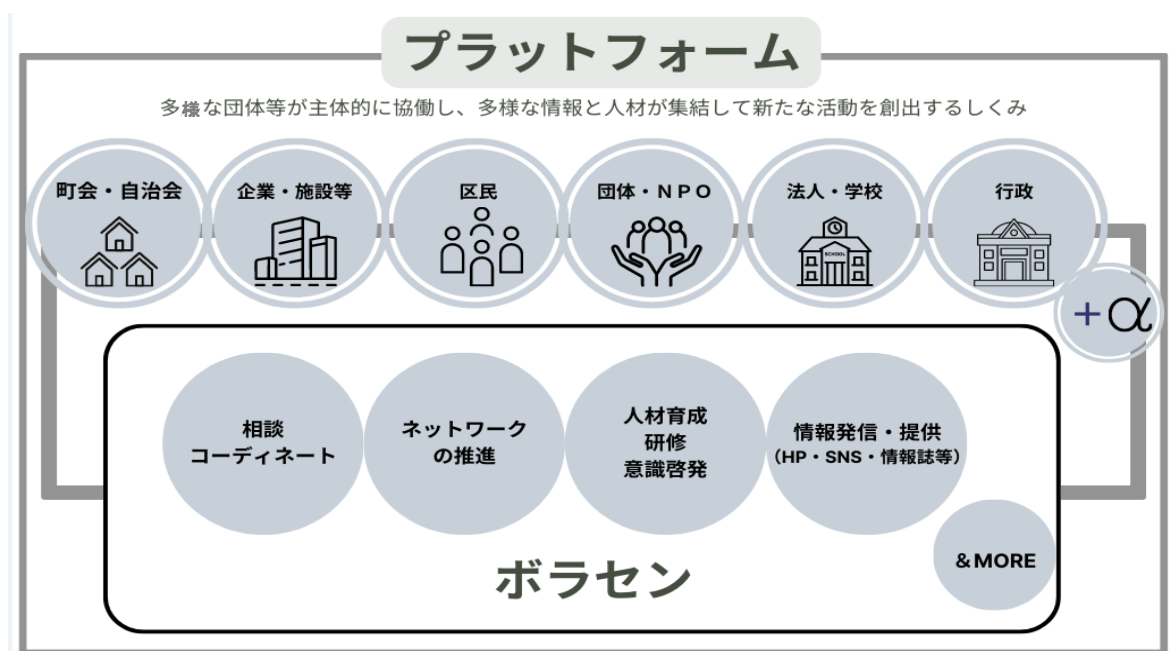
注6 環境整備：ボラセンが円滑に運営できるよう本部拠点や財政面を含めて区が必要な支援をしていくこと

第3章 今後の方向性

1 プラットフォームの構築

現在は、区内に点在する様々な要望や地域課題を、取りまとめる仕組みはなく、各主体が個々に対応しており、主体間の連携についてはボラセンが仲介するほか、各主体に委ねている部分も多くあります。そこで、ビジョン実現に向け、区内で活動する主体間の連携を容易にし、ボラセンの抱える課題を解決するため、下図3のプラットフォームを展開していきます。

<図3：プラットフォームイメージ>



内包

基本構想に規定しているボラセンの機能〔資料編：27頁「4 総合ボランティアセンターの機能及び業務」参照〕は、本ビジョンに受け継ぎ、下記のとおり整理しています。

また、この機能は上記プラットフォームに内包されています。

- ア.板橋区における自主的・自発的なボランティア・市民活動の推進施策を協議・検討**

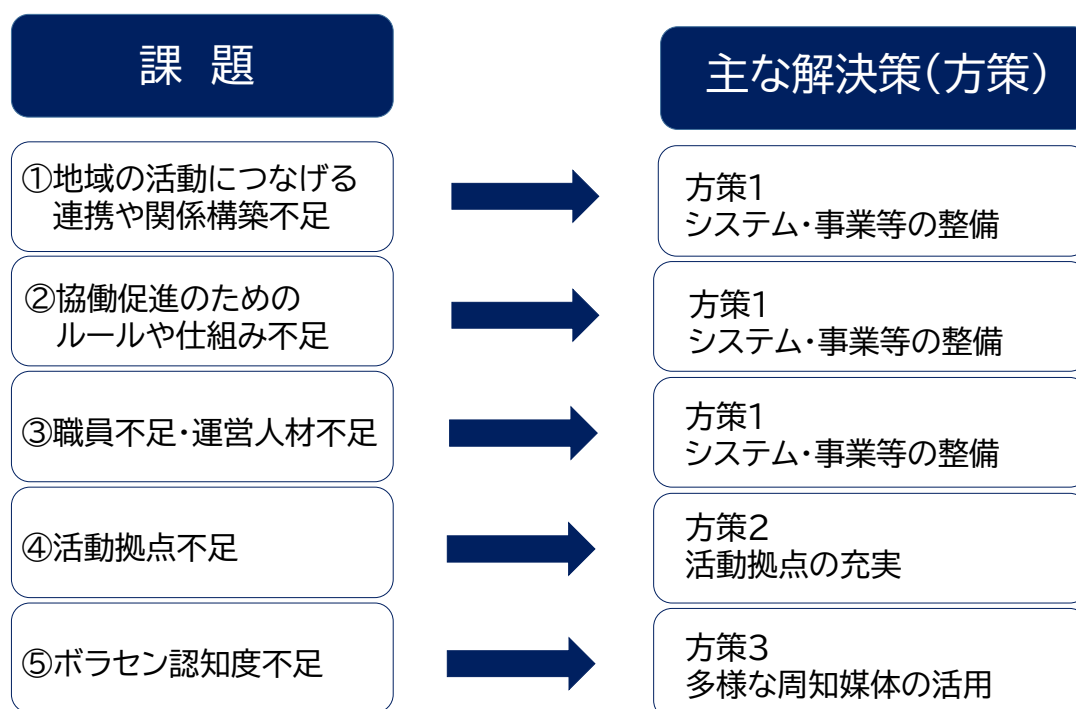
➡運営方針に定める会議体（役員会・運営委員会）による計画立案やネットワークの推進等
- イ.いたばし総合ボランティアセンターを拠点とし、ボランティア及び市民活動の支援**

➡相談・コーディネート、ネットワーク推進、人材育成、情報発信・提供等の事業を実施
- ウ.災害ボランティアの養成**

➡平時からの取組による人材育成、情報発信等や、区危機管理部との協議・連携

2 プラットフォーム構築のための方策

プラットフォームの構築により、第1章5頁で記載したボラセンの抱える課題の解決に繋がっていきます。課題に対する解決策(方策)については、以下のとおりです。



(1) 方策1：システム・事業等の整備

プラットフォームを構築していくには、各主体がつながるための環境づくりが必要となります。システムや、ルールの導入によりプラットフォームのあり方を明確化することで、連携・協働関係を構築しやすい土壌を整えることに加え、既存の事業の整備などが必要になります。そのため、今後下表5のような、様々な手法や事業展開を用いることが重要になります。

<表5：手法と事業展開>

手法	事業の方向性
ア システム・ルール等の導入	①システム導入による情報の一元管理 ②オンライン上での情報共有機能 ③プラットフォームのルール化 ④プラットフォームの周知
イ 既存事業の整備	①相談機能・コーディネート強化 ②地域活動を支える人材育成 ③各主体との連携・協働の強化(次頁で方向性を提示) ④各主体による自主事業化・事業効率化を検討
ウ 新たな視点での事業展開	①インキュベーション機能 ^{注7} の強化

注7 インキュベーション機能：新たな社会資源や活動を創出につなげる機能

なお、「イ 既存事業の整備 ③各主体との連携・協働の強化」を行うにあたり、どのようなアプローチが必要なのか等、各主体ごとの方向性を以下のように示しています。

区民・地域団体との連携・協働
<p>① 地域との連携・協働</p> <p>活動を行う際には、地域社会のニーズに応じるため、町会の役員や地域のリーダーと対話をし、課題やニーズを正確に把握することが必要です。さらに、町会との連携により課題に対してより具体的なアプローチが可能になります。</p> <p>ボラセンが地域課題の解決に向け、地域で中核を担える活動者の育成をしたり、地域を支える人材育成の強化をしていくことで、より強固なつながりと連携の強化を図ることができます。</p> <p>② 学校との連携・協働</p> <p>活動と学校の連携には、両者が協力して取り組むことが求められており、生徒たちが安全かつ安心して活動できるようにサポートすることが必要です。</p> <p>また、地域団体や法人側も、生徒たちが参加しやすいような活動内容や環境づくりを行うことが大切です。特に経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難だったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生・高校生等への地域と学校の連携・協働による学習支援は喫緊の課題となっております。</p>

法人との連携・協働
<p>① NPO法人等との連携・協働</p> <p>NPOは組織運営の体制整備、財政基盤の確保、専門性の担保等、強固な運営基盤のある団体は多くありません。そのため、ボラセンとして市民活動の中核となるべくNPOの活動支援・運営支援を継続していくとともに、多様な団体の情報提供やNPO同士が課題を共有する機会を設けるなど、ネットワークを構築するための取組みを進めることが重要と考えます。</p> <p>② 企業との連携・協働</p> <p>地域の特性を活かし、企業や社員が参加しやすい取組や事業に繋げていくことが重要です。</p> <p>多様なプログラムや情報提供、物品提供や資金的な支援として、子ども食堂等への支援・フードバンクとの協働などが考えられます。ほかにも、自社の場を災害時の避難所として活用するなど社会貢献活動は多岐に渡ります。個別の企業・事業所だけでなく、板橋区商店街連合会、板橋産業連合会等とも連携していくことも重要になってきます。</p>

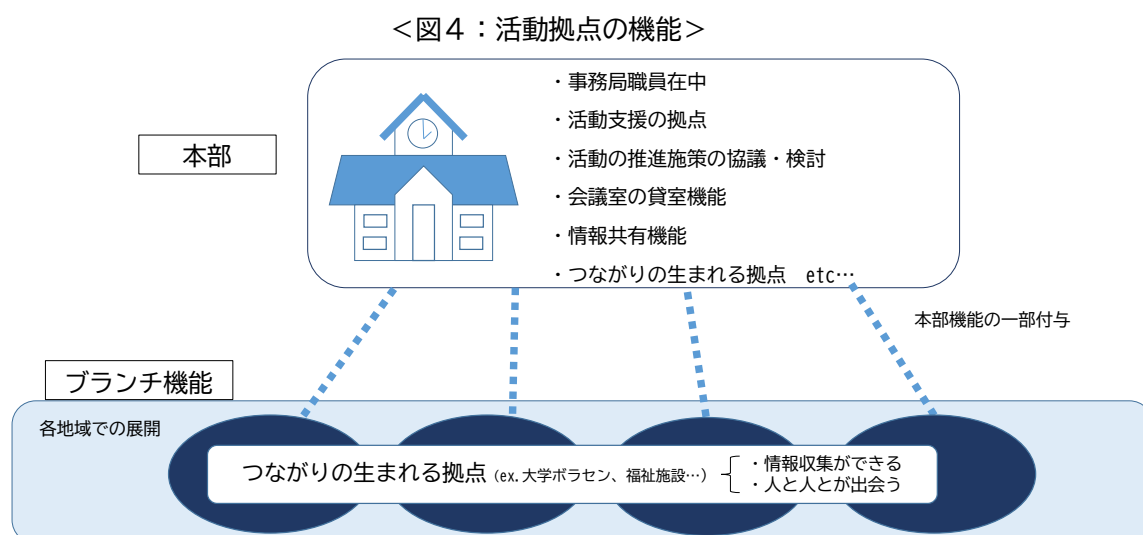
区との連携・協働
<p>区では、様々な協働の機会を各担当部署で設けています。そのため、ボランティア・市民活動事業を行う区担当部署が共通認識を持てるよう地域との協働・連携や行政の役割等を学習する機会を、ボラセン主催で設けています。今後、多様な活動者と行政のギャップを埋め、プラットフォームを活用しながら様々な協働・連携につながるよう、発展させていくことが重要です。</p>

(2) 方策2：活動拠点の充実

活動の支援を行うにあたり、ボラセンの活動拠点を充実させることも重要となります。そのため、下図4のような、機能を備えた拠点を整備することが必要となってきます。

ボラセン本部施設（現在は旧板橋第三小学校）は、活動の推進施策の協議検討や、支援のできる情報等を有することが必要です。また年々利用団体が増加していることなどから、持続的な活動の活性化につなげるには、今後少なくとも現状と同等の執務室・会議室の確保が必要であり、貸し会議室が幅広い活動者に利用されることが重要になります。合わせて、多様なつながりが生まれる拠点として発展させることも必要です。

また、本部施設以外の場であるランチ機能^{注8}については、地域に根差した活動を支えるために、「情報収集が容易にでき、人と人が出会う場」として地域活動を支えていく必要があります。下表6のような仕様を展開し、プラットフォーム活用・連携により、ランチ機能が醸成されることとともに、「システムやオンライン利用による仕組み」と「リアルに人と人が出会い、つながれる場」2つの側面を持った機能であることが期待されています。



<表6：ランチの仕様>

運用・展開	<ul style="list-style-type: none"> ①区内をブロックに分け、ブロックごとに関係性を築ける仕組み(出張ボラセン・事業展開)の運用 ②各地域における地域資源(コミュニティカフェ・スペース等)を活用しての活動促進 ③様々な事業展開(団体の情報交換の場・地域活動プロジェクト化・ボラセン職員への相談等) ④地域住民・地域活動者によるランチ運営スタッフ(主催側)としての活動促進
--------------	---

注8 ブランチ機能：ボラセンから枝分かれし、各地域での活動の（支援）拠点となる場

(3) 方策3：多様な周知媒体の活用

活動に興味のある区民に、ボラセンを活用してもらい、活動参加につなげるためには、まずはボラセンを知ってもらうことが必須となります。また、ボラセンは災害時には、災害ボラセンとして機能することとなり、区民生活の復旧の一助にもなりますので、平時からボラセンの存在を広く周知していくことは、非常に重要となります。ボラセンの周知を行うということは、区内活動の活性化に寄与するために、必要不可欠となるのです。

昨今、情報の周知媒体は多様化しており、ターゲット層によって効果的な周知媒体は異なります。そのため、多様な周知媒体を効率的に利用し、ボラセンを周知していくことが、今後のボラセンの課題となります。

そこで、様々な媒体を利用した活用を下表7のように行っていきます。

<表7：周知媒体>

デジタルによる周知	①ホームページでの周知 及び区ホームページの有効活用 ②SNS等の活用 ③二次元コードの有効活用
紙による周知	①町会回覧板・区設掲示板の利用 ②各18地域センターのボランティア・市民活動情報コーナーの拡充 ③ボランティア情報紙の有効活用
連携先による周知	①企業・シニア支援・就労支援等による周知・ボランティア参加への声かけ ②ボラセンに気軽に立ち寄れるような仕掛け・周知

【コラム】 プラットフォームの構築に向けて ～ボラセンのある一日エピソード①～

<地域をサポート、イベントボランティア>

令和4(2022)年度に、3年ぶりに開催された前野地区のマラソン大会。地区の青少年健全育成委員会(以下「青健」という)が主催し、子供から大人までが参加する地域の大切なイベントです。その一方で地域ではイベントなど担い手不足が課題となっているなか、当日の運営スタッフとしてボラセンが公務員予備校の学生を紹介。学生が運営ボランティアとしてマラソン大会をサポートしました。「担い手不足」が課題の地域と「地域活動を行いたい」、「経験をしたい」学生の想いが一致して双方 Win-Win の環境で活動を行い、今後の関係性を築ける土壌がつけられました。

3 プラットフォームに期待する効果

3つの方策を軸に、ボラセンがプラットフォームの構築を行っていくことで、新たな連携・協働が生まれ、行政・民間サービスだけでは対応できない課題の解決につながる事が期待できます。

またビジョン実現のため、区内活動の円滑化や活性化につながる効果の一例が下表8となります。

<表8：方策に対する効果>

新たな連携・協働の創出
<p>【方策1：システム・事業等の整備】</p> <p>①新たな社会資源・活動により広がった分野や主体と、区担当部署等と連携し、SDGs未来都市計画につながる持続可能な協働を生み出す。(将)</p> <p>②システムで一元管理するデータの活用で、スムーズなコーディネートにつながる。(基)</p> <p>③ルールが根付くことで、わかりやすく、安心して主体間の連携が行える。(基)</p> <p>④法人・企業等を含めた連携により、寄付や新たな活動創造につながる。(基)</p> <p>⑤個人からの相談(個人ニード)については、個と個をつなぐコーディネートから、プラットフォーム内で解決できるようになる。(運)</p> <p>⑥ボラセン事業の各主体による自主事業化、地域人材の育成等につなげることで、職員以外にもスタッフ(主催側)として活動をマネジメントする。(運)</p>
<p>【方策2：活動拠点の充実】</p> <p>①地域人材・資源と連携することで、地域の実情を共有し、地域の負担軽減につながる。(将)</p> <p>②大学ボラセンや、施設コーディネーター等との連携により、相互に一部サテライト^{注9}化することで、新たな活動・協働が広がる。(基)</p>
<p>【方策3：多様な周知媒体の活用】</p> <p>①オンライン上での情報共有により迅速な情報提供が可能になり、必要な社会資源や活動の連携が簡易化する。(運)</p>

※末尾の(将)は将来像、(基)は基本理念、(運)は運営方針との関係性を表しており、それぞれの効果によって実現されるビジョンの内容を示しております。

【コラム】 プラットフォームの構築に向けて ～ボラセンのある一日エピソード②～

<“障がい”があってもボランティア>

ある日、脳性マヒで電動車イスの若者から、何か地域の役に立ちたいとボラセンに相談がありました。ボランティアセンターには日々さまざまな人や団体が集い、ボランティア広場には毎日、保育園の子どもたちが遊びに来ていました。福祉教育として保育園児たちに「障がい」のことや「車イス」についてのお話し会の企画を提案。「なんで、車イスに乗っているの?」「街で車イスの人を見かけたらどうすればいいの?」答えきれないほどの質問がでました。双方の想いが叶う実りある時間でした。

注9 サテライト：ボラセン本部から離れた場所で、機能の一部を担うことのできる場

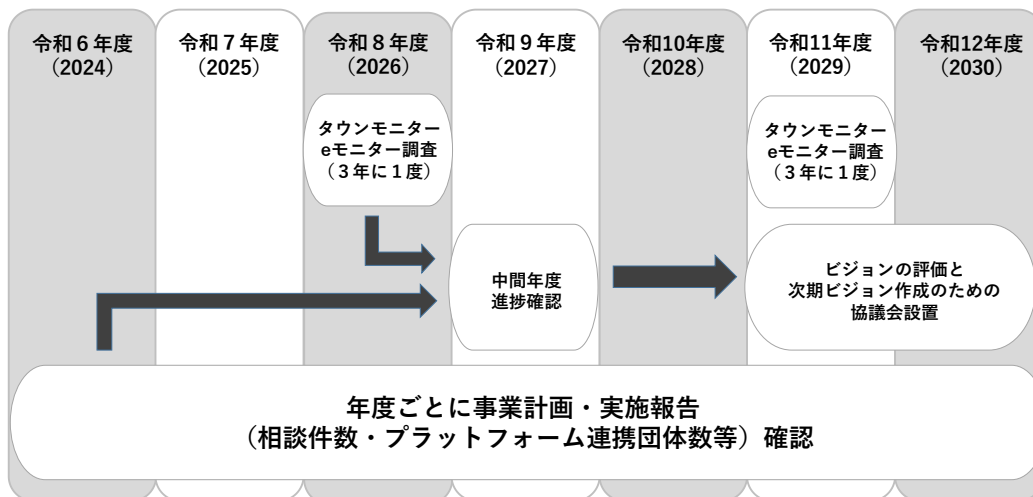
4 ビジョンの進捗管理

令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの進捗管理については、ボラセンの相談件数やプラットフォーム連携団体数の増減等、事業計画・実施報告を踏まえ、ボラセンの役員会・運営委員会にて年度ごとに確認します。

また下表9のとおり、ビジョンの中間年度である令和9(2027)年度には、いたばしタウンモニター・eモニター^{注10}アンケートによるボラセンやプラットフォームの認知度調査結果等をもとに、ボラセン役員・運営委員中心に進捗を確認し、それを踏まえ運営委員会で、翌年度以降の事業計画等の立案につなげていきます。

令和11(2029)年からはビジョンの評価と次期ビジョンの作成のために協議会を設置し、令和13(2031)年度以降のボラセンの運営につなげていきます。

<表9：進捗管理>



【コラム】 いたばしボランティア基金

いたばしボランティア基金は、区民とともにボランティア・市民活動を推進していくための基金として平成11(1999)年度からスタートしました。この基金は、個人・団体・企業の皆様からの寄付金のみで賄われております。

基金を用いて、年度ごとに公募する、ボランティア・NPO活動公募事業にて、団体等が実施する、「区民のボランティア・NPO活動への理解及び参加意識を高め、かつボランティア及びNPOの自立及び発展を促進することにより、区内のボランティア・NPO活動の広がりやに資する事業」に対し補助金を交付しております。

現在は、このボランティア・NPO活動公募事業以外には、基金を活用しておりませんが、今後区内のボランティア・市民活動をより一層活性化させるために寄付者を増やす方策や、ボラセンの運営に活用できる基金の使途についても検討していきます。

注10 いたばしタウンモニター・eモニター：区の行政に関する区民の意向を継続的に吸収し、行政の円滑な運営に資するとともに、行政への住民参加を推進するために行っている制度

第4章 資料編

1 いたばし総合ボランティアセンター概要

1 話を聞き コーディネートする

個人や団体の様々な困りごとや希望を聞いてご相談の内容を整理します。そして、必要な情報を紹介するとともに、課題を解決するためのコーディネートを行います。

- ボランティアと依頼者の伴走型コーディネート
- ボランティア活動先の紹介（活動分野を問わず）
- 団体の立上げや運営にかかわる相談、ノウハウ提供等の支援



2 参加と学びを 支援する

ボランティア活動に参加するきっかけづくりや、具体的な課題解決に向けたボランティア養成を行い、あらたなボランティアや活動を創出します。また、活動に必要な情報や資源が得られるよう研修を行い、活動の活性化を支援します。

- 夏ボラ（小学生から大人が参加できるボランティア体験）、ボランティア・市民活動団体パネル展
- ボランティア養成講座（スマホ相談サポーター、日本語ボランティア、小中学校福祉教育ボランティアなど）
- 団体同士が学び合う研修（プレゼンテーション、助成金申請方法、チラシのつくり方など）



各種ボランティア講座の開講

3 ネットワークを つくる

関係機関（NPO、企業、学校など）と連携した仕組みづくりやイベントなどを通じてネットワークを築きます。また、他分野の活動をしている団体が連携や協働した取り組みができるよう情報交換の場をつくっています。

- シングルマザーの交流の場や農福連携事業などのあらたな活動の創出
- いたばし結まつりの開催、ネットワークイベントのサポート
- ボランティア・市民活動団体向けの情報交換会



交流の場

4 災害ボランティアを育て 体制をつくる

災害が起こったとき、災害ボランティアセンターを立ち上げます。「ボランティアの力を借りたい」被災者の思いと、「被災者の力になりたい」ボランティアの思いをつなぎます。災害時に備え、平時から災害ボランティアを養成するとともに、情報交換やスキルアップ研修を実施しています。また、被災地に職員を派遣することも行っています。

- 災害ボランティアの養成
- 登録災害ボランティアの定例会や研修会
- 防災に関わる訓練やイベントに参加



アクセス
都営三田線 板橋本町駅 A1 出口 徒歩 7 分
東武東上線 中板橋駅 北口 徒歩 20 分
国際興業バス 大和 / 上宿 徒歩 7 分

いたばし総合ボランティアセンター

〒173-0001 東京都板橋区本町 24-1
TEL 03-5944-4601 FAX 03-5944-4602
E-mail info@ita-vc.or.jp URL https://ita-vc.or.jp/

開館時間 9:00~21:30 ※年末年始、施設点検日は休み

相談時間 9:00~17:00（日曜日、月曜日休）

※ボランティア保険、行事保険は開館時間内に手続きできます。

ボランティアセンターのランチ

かみいたボラセン
(さーどふれいす @ まもりん坊ハウス)

〒174-0076 東京都板橋区上板橋 2-30-2

開所時間 毎週木曜日（祝日を除く）

10:00~16:00（中休み:12:00~13:00）

2 ボランティア活動推進協議会委員名簿・専門部会委員名簿

●ボランティア活動推進協議会委員名簿

No	役職	氏名	所属団体など
1	会長	佐藤 陽	十文字学園女子大学教授 ボランティアセンター長(学識経験者)
2	会長代理	鈴木 織恵	淑徳大学准教授(学識経験者)
3	委員	長澤 重隆	いたばし総合ボランティアセンター役員会前会長
4	委員	松村 良子	NPO 法人いたばし子育て支援・フラワー理事長
5	委員	田口 晋	板橋区社会福祉協議会 経営企画推進課長
6	委員	石川 隆彦	板橋区町会連合会副会長
7	委員	関根 正孝	一般社団法人ピースボート災害支援センター(防災・災害)
8	委員	沼 和子	ICIEF 日本語教室若葉会代表(多文化共生)
9	委員	藤田 保代	スポーツ推進委員
10	委員	小池 睦美	板橋区立障がい者福祉センター施設長
11	委員	矢野 由加	NPO 法人いたばし CB プラットフォーム代表理事(高齢福祉)
12	委員	大塚 トモ子	観光ボランティア
13	委員	馬場 充好	板橋区青少年音楽振興協会会長(文化)
14	委員	平野 江里子	富士フィルムシステムサービス株式会社(企業)
15	委員(※)	鈴木 比呂子	区民公募委員
16	委員	増田 百合	区民公募委員
17	委員	河毛 哲郎	加賀小学校校長(学校教育)
18	委員	前田 康夫	桜川中学校校長(学校教育)
19	委員	林 栄喜	区民文化部長(板橋区)

※第4回協議会にて、本人の意向により退任

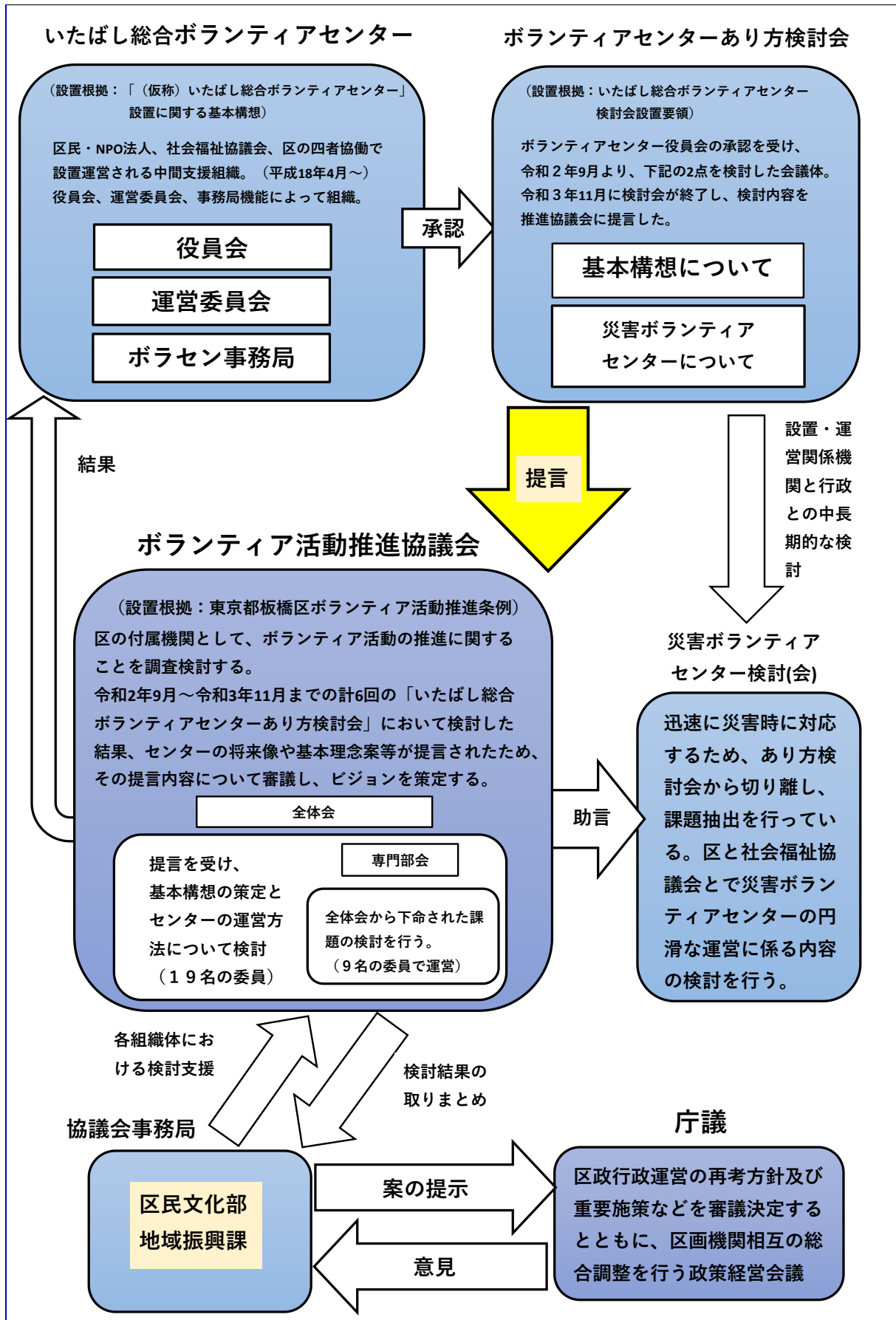
●ボランティア活動推進協議会専門部会委員名簿

No	役職	氏名	所属団体など
1	部会長	長澤 重隆	いたばし総合ボランティアセンター役員会前会長
2	部会長代理	松村 良子	NPO 法人いたばし子育て支援・フラワー理事長
3	委員	田口 晋	板橋区社会福祉協議会 経営企画推進課長
4	委員	沼 和子	ICIEF 日本語教室若葉会代表(多文化共生)
5	委員	小池 睦美	板橋区立障がい者福祉センター施設長
6	委員	矢野 由加	NPO 法人いたばし CB プラットフォーム代表理事(高齢福祉)
7	委員	平野 江里子	富士フィルムシステムサービス株式会社(企業)
8	委員	前田 康夫	桜川中学校校長(学校教育)
9	委員	林 栄喜	区民文化部長(板橋区)

3 策定経過

開催日時	会議名称	主な議題
令和4年		
1月25日	庁議（連絡調整会議）	・あり方検討会最終報告 ・協議会開催について
2月16日	区民環境委員会	・あり方検討会最終報告 ・協議会開催について
8月2日	第1回ボランティア活動推進協議会	・検討の進め方 ・委員意見交換
9月20日	第2回ボランティア活動推進協議会	・ボランティアセンターの現状と課題 ・将来像・基本理念の検討
10月27日	第1回ボランティア活動推進協議会専門部会	・課題ヒアリングシート、現状と課題 ・新たな視点（プラットフォーム、ランチ機能）
11月22日	第3回ボランティア活動推進協議会	・運営方針 ・キーワード分類、盛り込み
12月21日	第2回ボランティア活動推進協議会専門部会	・将来像・基本理念の再考 ・運営方針（設置・運営主体、役員会）の再考
令和5年		
1月31日	第4回ボランティア活動推進協議会	・運営内容
3月9日	第3回ボランティア活動推進協議会専門部会	・運営方針の確認 ・運営方法の検討（プラットフォーム、その他）
4月19日	第4回ボランティア活動推進協議会専門部会	・運営方法の確認（プラットフォーム） ・運営方法の確認（その他の取組み案）
5月23日	第5回ボランティア活動推進協議会	・ビジョン骨子（案） ・進行管理（計画期間）
6月9日	第5回ボランティア活動推進協議会専門部会	・ビジョン素案
7月6日	第6回ボランティア活動推進協議会専門部会	・ビジョン素案
8月8日	第6回ボランティア活動推進協議会	・ビジョン素案
9月13日	ボランティアセンター運営委員会・役員会報告	・ビジョン素案
9月25日	区議会 中間報告	
11月7日	第7回ボランティア活動推進協議会専門部会	・ビジョン最終案
12月1日	区議会 最終報告	・ビジョン最終案
12月13日	第7回ボランティア活動推進協議会	・ビジョン最終案決定
12月20日	ボランティアセンター運営委員会・役員会報告	・ビジョン最終案
令和6年	ビジョン冊子印刷	

4 ボランティア活動推進協議会関連 策定体制図



5 いたばし総合ボランティアセンターのあゆみ

		国の動き		区の動き
平成	元年 (1989)		社協 ボランティア コア	
平成	2年 (1990)			
平成	3年 (1991)			
平成	4年 (1992)			
平成	5年 (1993)		社協 ボラン ティア セン ター	
平成	6年 (1994)			
平成	7年 (1995)	阪神淡路大震災		区政活性化推進懇談会答申
平成	8年 (1996)			
平成	9年 (1997)			ボランティア活動推進条例施行 ボランティア活動推進協議会(第1期)
平成	10年 (1998)	特定非営利活動促進法(NPO法)施行		
平成	11年 (1999)			ボランティア基金条例施行 ボランティア活動推進協議会(第2期)
平成	12年 (2000)			NPOとの協働のあり方検討会まとめ
平成	13年 (2001)	ボランティア国際年		区民によるいたばしボランティア宣言
平成	14年 (2002)			ボランティア活動推進協議会(第3期)
平成	15年 (2003)		ボランティア・ NPOホール <旧板三小> 社協/総務課	
平成	16年 (2004)			ボランティアセンター基本構想策定
平成	17年 (2005)			ボランティアセンター役員会・運営委員会発足
平成	18年 (2006)			四者協働による「いたばし総合ボランティアセンター」発足
平成	19年 (2007)		社協/協働NPO (2者運営)	
平成	20年 (2008)			協働NPO解散 運営員による次期ボラセンのあり方検討会
平成	21年 (2009)		社協/NPO法人 (2者運営)	社協・NPOの2者体制
平成	22年 (2010)			社協の事務局離脱/グローバル3年間(応募資格NPO法人のみ)
平成	23年 (2011)	東日本大震災		
平成	24年 (2012)			災害時におけるボランティア支援活動等に関する協定書締結
平成	25年 (2013)		NPO法人 <1期目>	
平成	26年 (2014)			ボランティアセンター検討会
平成	27年 (2015)	SDGs策定		グローバル3年間/応募資格非営利法人に拡充
平成	28年 (2016)			
平成	29年 (2017)		NPO法人 <2期目>	
平成	30年 (2018)			グローバル3年間/応募資格区外法人まで拡充
令和	元年 (2019)			ボランティアセンターあり方検討会
令和	2年 (2020)	新型コロナウイルス感染症拡大	社協 <1期目>	
令和	3年 (2021)			グローバル3年間
令和	4年 (2022)			板橋区がSDGs未来都市に選定 ボランティア活動推進協議会
令和	5年 (2023)		社協 <2期目>	
令和	6年 (2024)			グローバル3年間(予定) 新ビジョンによる運営開始
令和	7年 (2025)			
令和	8年 (2026)			
令和	9年 (2027)			
令和	10年 (2028)			
令和	11年 (2029)			
令和	12年 (2030)			新ビジョン最終年度(SDGs目標年)

6 ボランティアの活動分野とSDGsの視点の必要性

【ボランティア活動はSDGsと高い親和性がありその視点を新ビジョンに取り入れる必要性がある】

特定非営利活動促進法第2条に掲げられている活動分野（特定非営利活動）

- | | |
|--|------------------|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 2 社会教育の推進を図る活動 |
| 3 まちづくり推進を図る活動 | 4 観光の振興を図る活動 |
| 5 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 7 環境の保全を図る活動 |
| 8 災害救護活動 | 9 地域安全活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | 11 国際協力の活動 |
| 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 | 13 子どもの健全育成を図る活動 |
| 14 情報化社会の発展を図る活動 | 15 科学技術の振興を図る活動 |
| 16 経済活動の活性化を図る活動 | |
| 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 | |
| 18 消費者の保護を図る活動 | |
| 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 | |
| 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 | |

親和性

～ 持続可能な開発目標（SDGs） ～

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため
2030年を年限とする17の国際目標



R4.5 「SDGs 未来都市」板橋区選定 R4.8 「板橋区 SDGs 未来都市計画」策定

7 パブリックコメント結果

パブリックコメント公募意見及び対する区の考え方をまとめて示す

8 いたばし総合ボランティアセンターあり方検討の報告（概要版）

背景

概要

設置根拠	「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想
設置目的	① ボランティア・NPO 活動の推進 ② ボランティア・NPO 活動の支援 ③ ボランティア・NPO 活動のネットワーク作り
組織	① 役員会（経営管理・意思決定機関） ② 運営委員会（センター運営方針・事業計画案の立案等） ③ 事務局（事業運営・実施に係る庶務、窓口相談及びネットワーク）

検討事項

- 基本構想について
現在の基本構想及びセンターの役割について課題を洗い出し検討を行った。
- 災害ボランティアセンターについて
災害時だけでなく平時の役割も含め検討を行った。

現状

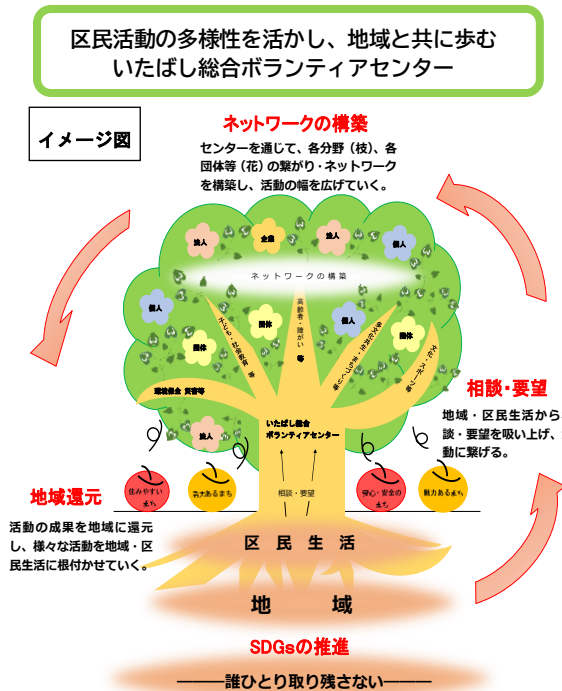
いたばし総合ボランティアセンターは、「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想をもとに設置運営していますが、基本構想は平成16年に策定されており、策定後17年経過しています。そのため、生活様式やボランティア・市民活動を取り巻く環境が変化しており、さらには新たな国際目標であるSDGsの視点も求められています。

将来に向けて

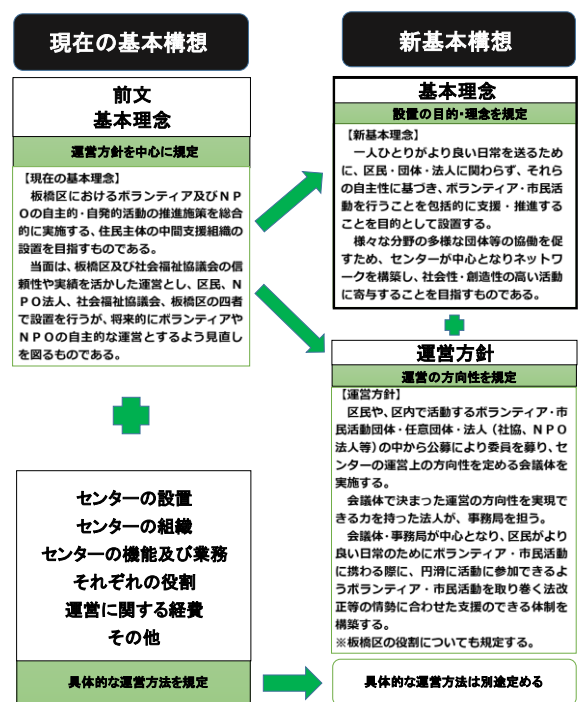
センターの目指すべき姿について、改めて将来像を描くことにより、求められるビジョンが明確となり、多様な団体や区民が目標に向かうことで、センターがより活性化していくと考え、「いたばし総合ボランティアセンターあり方検討会」にて今後のセンターのあり方について考えをまとめました。

基本構想の見直し（案）

◆センターの将来像



◆基本構想の見直し



◆災害ボランティアセンターについて

近年多発する大災害の状況を受け、災害ボランティアセンターについては、中長期的に対応・検討するため、区と社会福祉協議会で課題共有・検討する会議体を設けました。ここでの内容をフィードバックし、社会情勢等に合わせ災害ボランティアセンターが円滑に運営できるような体制を整えていきます。

今後のスケジュール	令和4年4月～ ボランティア活動推進協議会の設置（予定） 令和5年4月 新基本構想の策定（予定）
-----------	---

◆今後の展開

今回の提言をもとに、今後のいたばし総合ボランティアセンターの運営の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進協議会を、令和4年4月から開催します。
新基本構想がこれまでの基本構想といたばし総合ボランティアセンターの軌跡を最大限に生かし、尚且つ変容する多様なニーズに対応できるよう、ボランティア活動推進協議会で検討していきます。

9 いたばし総合ボランティアセンター関連条例・要綱・基本構想

東京都板橋区ボランティア活動推進条例

平成 9年 3月 10日
東京都板橋区条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、東京都板橋区(以下「区」という。)におけるボランティア活動の推進及び円滑化を図り、区民の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に自主的かつ主体的に取り組む個人又は団体をいう。

(区の責務)

第3条 区は、ボランティア活動の自主性及び主体性を損なわないよう配慮し、ボランティア活動に関する知識の普及、意識の啓発及び活動環境の整備に努めなければならない。

(ボランティア活動推進協議会)

第4条 区は、第1条の目的を達成するため、ボランティア活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、ボランティア活動の現況、総合的な連絡調整及びボランティアと区との協働のあり方等について調査検討を行う。

3 協議会は、区長の委嘱又は任命する委員 20 人以内をもって組織する。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

板橋区ボランティア活動推進協議会運営要綱

(平成 9年5月23日区長決定)

(平成18年4月 1日一部改正)

(令和 4年2月14日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区ボランティア活動推進条例(以下「条例」という。)第4条に規定する板橋区ボランティア活動推進協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、条例第4条第2項に規定する事項について調査検討するため、次に掲げる事務を行う。

- ① ボランティア活動の現況調査に関すること。
- ② 総合的な連絡調整を行うための条件整備に関すること。
- ③ ボランティアと区との協働のあり方の検討に関すること。
- ④ ボランティア活動の知識の普及、意識の啓発及び活動環境の整備に関すること。
- ⑤ 前4号のほかボランティア活動推進のため、必要なこと。

(組織)

第3条 条例第4条第3項に規定する委員は、学識経験者、ボランティア活動をしている区民の代表者等から、20名以内で区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年以内とし、原則として再任はしない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 区長は、委員に職務遂行上の支障が生じたとき、又は委員としてふさわしくない行為があったときは、協議会の意見を聴いて委員を解任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(専門部会)

第9条 協議会の円滑な運営のため、必要があるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会委員の中から会長が指名する委員9名以内で構成する。

(専門部会長)

第10条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(公開等)

第11条 協議会は、公開で行うものとする。

2 会議の記録は、要点記録により会議録を作成し、公開するものとする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、地域振興課において処理する。

「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想(一部抜粋版)

平成16年12月

総務部総務課ボランティア・NPO 協働係

～冒頭文章省略～

1 基本理念

板橋区におけるボランティア及びNPOの自主的・自発的活動の推進施策を総合的に実施する、住民主体の中間支援組織の設置を目指すものである。

当面は、板橋区及び社会福祉協議会の信頼性や実績を活かした運営とし、区民、NPO法人、社会福祉協議会、板橋区の四者で設置を行うが、将来的にボランティアやNPOの自主的な運営とするよう見直しを図るものである。

2 総合ボランティアセンターの設置

新たな板橋区の総合的なボランティア及びNPOの支援組織として、区民、NPO法人、社会福祉協議会、板橋区の四者による「総合ボランティアセンター」を設置する。

なお、総合ボランティアセンターは、施策の推進拠点施設として「(仮称)いたばしボランティア・NPOセンター(以下「NPOセンター」という。)」を設置し運営主体となる。

※NPOセンターの設置には、現いたばしボランティア・NPOホールを充てる。

3 総合ボランティアセンターの組織

(1) 運営委員会の設置

社会福祉協議会、協働運営の主体となるNPO法人(以下「協働NPO法人」という。)による各2名程度の委員と、適正な運営を担保するため、公募の個人による委員、推薦による委員(ボランティア団体、町会・商店街等の推薦)、板橋区の委員の25名以内の委員で構成し、板橋区におけるボランティアやNPO活動の推進施策を協議、検討するほか、NPOセンターの運営方針案、事業の計画立案、ネットワークの構築などを行う。

また、常設の専門部会を設置するとともに、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、その運営主体となる。

(2) 役員会の設置

区民、協働NPO法人、社会福祉協議会、板橋区の四者による各2名、8名の役員で構成し、NPOセンターの運営に係わる経営管理や責任を担う。

また、役員会にNPOセンター長を置く。

なお、役員会委員は、運営委員会委員との重複が可能である。

(3) 事務局の設置

社会福祉協議会及び協働NPO法人のスタッフ(常勤5～6名)及び独自収益事業による有給スタッフで構成し、事業の運営及び実施に係わる庶務を担当するとともに、常設窓口として、各種相談業務及びコーディネートなどを行う。

4 総合ボランティアセンターの機能及び業務

(1) 機能

ア 板橋区におけるボランティアやNPOの自主的・自発的活動の推進施策を協議・検討する機能

イ NPOセンターを拠点とするボランティア及びNPO活動の支援機能

ウ 災害時の活動サポート機能

(2) 業務

- ア ボランティア及びNPOに関する相談・紹介等コーディネート業務及びNPOの法人設立
相談業務
- イ ボランティア及びNPO情報の一元化、ネットワークの推進業務及びその情報の開示業務
- ウ 人材育成・研修・意識啓発業務
 - (ア) ボランティア及びNPOに係わる専門的な人材の育成事業
 - (イ) 各種講座やセミナー等、学習によるボランティア・市民活動の意識啓発業務
- エ ボランティア及びNPO活動の活性化業務
- オ その他、ボランティア及びNPO関連の調査・研究等、活動の推進に関わる業務
- カ ボランティア保険関連業務
- キ 独自収益事業の実施業務
- ク NPOセンターの施設管理業務
- ケ 活動拠点の提供業務
 - (ア) 会議室・サロン等の互交流施設の提供
 - (イ) 資料コーナー等の設置による情報の提供
 - (ウ) 軽印刷機等の設置による作業場の提供
- コ 災害時のボランティア活動拠点の提供
 - 避難所・救護所として、備蓄倉庫・医療救護室を備えるNPOセンターの位置づけを活用する災害時活動拠点

5 協働運営に伴うそれぞれの役割

(1) 区民

自己実現やより良い生き方が可能となる社会の実現に向け総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、NPOセンターの適正な運営を担保する役割を担う。

(2) 協働NPO法人

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、NPOセンターの運営に参加し、従来の行政や社会福祉協議会では十分に対応できない問題に対し、事務局スタッフ(NPO法人設立相談やNPOの相談、紹介を行うコーディネーターやファシリテーターなどを担当)として業務の一翼を担う。

(3) 社会福祉協議会

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、従来の実績を踏まえ、更なる板橋区内のボランティア及びNPO活動の支援業務を担う。

なお、NPOセンターの事務局スタッフとして、ボランティアセンターで実施していた既存の業務を継続して実施する。

(4) 板橋区

総合ボランティアセンターに参加し、板橋区における推進施策の協議・検討を行うとともに、専管組織(総務課)業務のNPOセンター委譲により組織の縮小を図り、実質的な運営からはずれ、区及びその他行政機関などと運営委員会やボランティア及びNPO関係との連絡調整を担当し、ボランティアやNPOの自主的な運営を尊重した支援を担う

～基本構想本文 以下省略～

「いたばし総合ボランティアセンター」運営要綱

平成18年3月24日

いたばし総合ボランティアセンター役員会決定

(一部改正 平成18年8月17日会長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献活動(以下「活動」という。)を推進、支援するとともに、ボランティア及びNPOのネットワークを図る施設である、「いたばし総合ボランティアセンター」(以下「センター」という。)において事業を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの事業)

第2条 センター(付帯設備を含む。以下同じ。)では、次の事業(以下「センターの事業」という。)を実施する。ただし、前条の目的のための利用に限るものとする。

- (1) ボランティア・NPO活動に関する啓発及び普及に関すること。
- (2) ボランティア・NPO活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) ボランティア・NPO活動に関する研修及び訓練に関すること。
- (4) ボランティア・NPO活動に関する交流及び連絡調整に関すること。
- (5) ボランティア・NPO活動に関する調査及び研究に関すること。
- (6) その他、ボランティア・NPO活動の推進及び支援に関すること。
- (7) 災害時のボランティア活動拠点設置に関すること。

(施設等)

第3条 センターの事業を実施するため、次の施設等を置く。

- (1) ボランティア・NPOサロン
- (2) 第1ボランティア・NPOルーム(災害時医療救護室)
- (3) 第2ボランティア・NPOルーム
- (4) 第3ボランティア・NPOルーム
- (5) 第4ボランティア・NPOルーム
- (6) 交流広場
- (7) 情報資料コーナー
- (8) ボランティア・NPOに関する設備等

(利用者の範囲)

第4条 前条に掲げるセンターの施設等を利用できる者は、第1条の目的を達成するための活動を行う個人、又は団体で、次に掲げる条件を充たしていなければならない。ただし、個人で利用する者の施設等利用は、前条第1項第1号、同項第6号(午後のみ)、同項第7号及び同項第8条に掲げる施設等に限定する。

- (1) 区民又は区内で活動していること
- (2) 前号に掲げる者を構成員とし、主として区内で活動していること

2 前項の規定にかかわらず、地域活動を行う団体で、役員会会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(実施日)

第5条 センターの事業は、次の各号に掲げる日を除く、センターの事務事業に支障のない日に実施する。

- (1) 1月1日から同月3日まで
- (2) 12月29日から同月31日まで

(実施時間)

第6条 センターの事業の実施時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、役員会会長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の登録)

第6条の2 センターの施設等を利用する団体は、次に掲げる資料を添え、施設利用登録申請書(別記第1号様式)をもって施設利用登録をしなければならない。ただし、第4条第1項第1号に掲げる者及び同条第2項に掲げる団体については、施設利用登録の必要は生じないものとする。

ア 規約又は会則等

イ 会員名簿

ウ 直近1年間の活動状況。ただし、団体発足1年未満の団体は、当該年度中の活動状況

エ 当該年度の活動計画

2 前項に掲げる施設利用登録の申請があった場合、登録要件に該当する場合は、施設利用登録台帳(別記第2号様式)に掲載し、施設利用登録証(別記第3号様式)を申請団体に交付する。

3 施設利用の登録期間は、当該年度の4月1日から翌々年の3月31日までの二年間とする。ただし、当該年度の4月2日から翌年3月31日までの間に登録した団体は、その期間を1年間の登録期間とみなす。

4 登録受付開始は、当該年度の初日の3ヶ月前の初日から申請を受け付けるものとする。ただし、当該日が休館日にあたる場合は、直近の開館日からとする。

(利用申込等)

第7条 センターの施設を利用しようとする団体は、別に定める様式により申込を行い、所長の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ボランティア・NPOサロン及び情報資料コーナーは、自由な利用に供する。ただし、ボランティア・NPOサロンを利用する際には、利用名簿に記載した上で利用しなければならない。

3 第1項に掲げる利用申込の受付開始日は、別表のとおりとする。ただし、第4条第2項の規定により利用を認められた団体の利用受付開始日は、定められた受付利用開始日の一ヶ月後からとする。

(施設利用登録の取消し)

第7条の2 施設利用にあたって、虚偽の申し出により施設利用登録した場合若しくは開設目的と異なった利用をした場合は、施設利用登録証の返還を求め、施設利用登録を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、役員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成19年1月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。